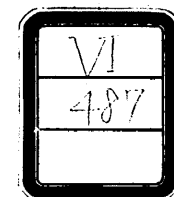


戦後教育資料



6-2
5/3

26.2



国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の

整理に関する法律案

天野 347

VI-487

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律
(教育公務員特例法の改正)

第一條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 学長の選考は、評議会(国立短期大学にあつては当該短期大学を併設する国立大学の評議会。以下同じ。)が人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、その定める基準により、その定める規程に従つて行う。

3 学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員の選考は、学長が、評議会が当該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て定める基準により、当該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て行う。

4 前項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の選考は、学長が、評議会の定める基準により、評議会の議決を経て行う。

第五條中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第五項中「前三項」を「前四項」に改め、同條第二項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 評議会は、学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員について前項の審査に關する決定を行うに當つては、あらかじめ当該学部又は附置研究所の教授会の意見を聞かなければならない。

第六條第一項中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同條第二項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

第七條中「大学管理機関が定める。」を「学長にあつては評議会、教員及び部局長にあつては評議会の議決を経て学長が定める。」に改める。

第八條を次のように改める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び第二項の部局長以外の部局長の任期については、評議会が定める。

2 学部長及び教授会を置く附置研究所の長の任期については、当該学部又は附置研究所の教授会が定める。

3 教員の停年については、評議会が定める。

第九條第一項中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同條第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第十條の見出しを「(任用等の申出)」に改め、同條中「大学管理機関」を「学長」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の任命権者は、国立大学にあつては文部大臣、公立大学にあつては当該大学を設置する地方公共団体の長とする。

第十一條中「大学管理機関が定める。」を「評議会が定める。」に改める。

第十二條を次のように改める。

(勤務成績の評定)

第十二條 学長並びに第二項の部局長及び教員以外の教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び部局長にあつては評議会の議決を経て学長が行う。

2 学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が、当該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て行う。

3 前二項の勤務成績の評定は、評議会の定める基準により行われなければならない。

第十九條第二項中「大学管理機関」を「任命権者」に改め、同條に次の一項を加える。

3 所轄庁が大学及び大学附置の学校の教育公務員について前項の研修に関する計画を樹立するに当つては、国立大学及び国立大学附置の学校にあつては国立

大学審議会、公立大学及び公立大学附置の学校にあつては文部大臣を通じて公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

第二十五條を次のように改める。

(新設の大学の学長の選考)

第二十四條の二 新たに設置される大学の学長の採用のための選考は、任命権者が、人徳が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学設置審議会の意見を聞いて行う。

(新設の学部の学部長、教員等の選考)

第二十五條 学部長並びに学部及び短期大学の教員の採用のための選考は、学部又は短期大学が設置された後それぞれ三年又は一年六月を経過し、且つ、当該学部又は短期大学の教授の数がその定員の四分の三以上に達するまでの間は、第四條第三項及び第四項の規定にかかわらず、学長が、文部大臣を通じて大学設置審議会の意見を聞いて行う。

(文部省設置法の改正)

第二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「学徒厚生審議会」を「奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議する」とを

「国立大学審議会

文部大臣の諮問に応じて国立大学に関する重要事項について調査審議し、及び文部大臣に対してこれに関して建議する」と。

公立大学審議会

文部大臣の諮問に応じて公立大学に関する重要事項について調査審議し、及び文部大臣に対してこれに関して建議する」と。

学徒厚生審議会

奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議する」とに改める。

附則

／
二の法律は、公布の日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の教育公務員特例法の規定は、国立大学に関する部分は、国立大学管理法（第三章を除く。）施行の日から、公立大学に関する部分は、公立大学管理法（第三章を除く。）施行の日からそれぞれ適用し、これらの規定が適用されるまでの間は、なお従前の例による。

3 第二條の規定による改正後の文部省設置法の規定は、国立大学審議会に関する部
分は国立大学管理法（第三章を除く。）施行の日から、公立大学審議会に関する部
分は公立大学管理法（第三章を除く。）施行の日からそれぞれ適用する。

4 国立大学管理法又は公立大学管理法施行の際現に国立又は公立の大学の学長、教員又は部局長である者は、その施行の日において、改正後の教育公務員特例法の規定により、それぞれ当該大学の学長、教員又は部局長となつたものとみなす。

5 第一條の規定による改正前の教育公務員特例法の規定に基き従前の大学管理機関が行つた基準の決定、審査その他の行序は、改正後の同法の規定による各相当機関

が行つた基準の決定、審査その他の行爲とみなす。

6 国立大学管理法又は公立大学管理法施行の際現に国立又は公立の大学の学長又は
 都局長である者は、国立大学管理法第三十四條第一項及び第三十六條第一項又は公
 立大学管理法第三十二條第一項及び第三十四條第一項並びに改正後の教育公務員特
 例法第八條第一項及び第二項の規定にかかわらず、任期の定がある者については、
 従前の任期を終るまで、任期の定のない者については、当該大学が設置された日か
 ら四年間（短期大学にあつては、当該大学の修業年限に相当する期間）は、
 二とができるものとする。

理由

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴い、教育公務員特例法中の大学管理機関に関する規定を、此らの法律の内容に適合せしめるとともに、国立大学審議会及び公立大学審議会に関する規定を改訂するため、文部省設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

6-2

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に
伴う関係法律の整理に関する法律案

天野	347 352
----	-----------------------

VI-487

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(教育公務員特例法の改正)

第一條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 学長の採用のための選考は、評議会(国立短期大学にあつては、当該短期大学を併設する国立大学の評議会。以下同じ。)が、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、その定める基準により、その定める規程に従つて行う。

3 学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員の採

用及び昇任のための選考は、学長が、評議会が当該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て定める基準により、当該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て行う。

4 前項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の採用及び昇任のための選考は、学長が、評議会の定める基準により、評議会の議決を経て行う。

第五條中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第五項中「前三項」を「前四項」に改め、同條第二項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える

2 評議会は、学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員について前項の審査に関する決定を行うに当つては、あらかじめ当該学部又は附置研究所の教授会の意見を聞かなければならない。

第六條第一項中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同條第二項中「第五條第二項」から第五項

まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

第七條中「大学管理機関が定める。」を「学長にあつては評議会、教員及び部局長にあつては評議会の議決を経て学長が定める。」に改める。

第八條を次のように改める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び第二項の部局長以外の部局長の任期については、評議会が定める。

2 学部長及び教授会を置く附置研究所の長の任期については、当該学部又は附置研究所の教授会が定める。

3 教員の停年については、評議会が定める。

第九條第一項中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同條第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第十條の見出しを「(任用等の申出)」に改め、同條中「大学管理機関」を「学長」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の任命権者は、国立大学にあつては文部大臣、公立大学にあつては当該大学を設置する地方公共団体の長とする。

第十一條中「大学管理機関が定める。」を「評議会が定める。」に改める。

第十二條を次のように改める。

(勤務成績の評定)

第十二條 学長並びに第二項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、部局長及び教員にあつては評議会の議決を経て学長が行う。

2 学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員の勤

務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が、当該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て行う。

3 前二項の勤務成績の評定は、評議会の定める基準により行わなければならない。

第十九條第二項中「大学管理機関」を「任命権者」に改め、同條に次の一項を加える。

3 所轄庁は、大学及び大学附置の学校の教育公務員について前項の研修に関する計画を樹立するに当つては、国立大学及び国立大学附置の学校にあつては国立大学審議会、公立大学及び公立大学附置の学校にあつては文部大臣を通じて公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

第二十五條を次のように改める。

(新設の大学の学長の選考)

第二十四條の二 新たに設置される大学の学長の採用のための選考は、任命権者が、人格が高

潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学設置審議会の意見を聞いて行う。

(新設の学部、学部長、教員等の選考)

第二十五條 学部長並びに学部及び短期大学の教員の採用のための選考は、学部又は短期大学が設置された後それぞれ三年又は一年六月を経過し、且つ、当該学部又は短期大学の教授の数がその定員の四分の三以上に達するまでの間は、第四條第三項及び第四項の規定にかかわらず、学長が、文部大臣を通じて大学設置審議会の意見を聞いて行う。

(文部省設置法の改正)

第二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「学徒厚生審議会」奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議すること。」を

「国立大学審議会

公立大学審議会

学徒厚生審議会

文部大臣の諮問に応じて国立大学に関する重要事項について調査審議し、及び文部大臣に対してこれに関して建議すること。

文部大臣の諮問に応じて公立大学に関する重要事項について調査審議し、及び文部大臣に対してこれに関して建議すること。

奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議すること。

に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の教育公務員特例法の規定は、国立大学に関しては、国立大学管理法(昭和二十六年法律第 号)(第三章を除く。)施行の日から、公立大学に関しては公立大学管理法(昭和二十六年法律第 号)(第三章を除く。)施行の日からそれぞれ適用し、これらの規定が適用されるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 改正後の文部省設置法の規定は、国立大学審議会に関する部分は国立大学管理法(第三章を

除く。施行の日から、公立大学審議会に関する部分は公立大学管理法（第三章を除く。）施行の日からそれぞれ適用する。

4 国立大学管理法又は公立大学管理法施行の際現に国立又は公立の大学の学長、部局長又は教員である者は、その施行の日において、改正後の教育公務員特例法の規定により、それぞれ当該大学の学長、部局長又は教員となつたものとみなす。

5 改正前の教育公務員特例法の規定に基き従前の大学管理機関が行つた基準の決定、審査その他の行為は、改正後の同法の規定による各相当機関が行つた基準の決定、審査その他の行為とみなす。

6 国立大学管理法又は公立大学管理法施行の際現に国立又は公立の大学の学長又は部局長である者は、国立大学管理法第三十四條第一項及び第三十六條第一項又は公立大学管理法第三十二條第一項及び第三十四條第一項並びに改正後の教育公務員特例法第八條第一項及び第二項の規定にかかわらず、任期の定がある者については従前の任期を終るまで、任期の定のない者については当該大学が設置された日から四年間（短期大学にあつては、当該大学の修業年限に相当する期間）は、在職することができるものとする。

理 由

国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴い、教育公務員特例法中の大学管理機関に関する規定をこれらの法律の内容に適合せしめるとともに、文部省設置法中に国立大学審議会及び公立大学審議会に関する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

VI-487

VI-487